

## 受水槽設置基準

### (目的)

第1条 この基準は、池田市水道事業給水条例施行規程（平成10年4月1日水道管理規程第1号。以下「規程」という。）第13条に規定する受水槽の設置に関して必要な事項を定めることにより、当該業務の適正な執行を図ることを目的とする。

### (設置条件)

第2条 受水槽は、直結式給水では需要者の必要とする水量、水圧が得られない場合や池田市三階建以上直結式給水施工基準の適用地域及び適用要件を満たせない場合のほか、次の各号に該当する場合に設置する。

- (1) 一時に多量の水を使用するとき又は使用水量の変動が大きいとき等に、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合。
- (2) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合。
- (3) 病院、行政機関の庁舎、老人ホーム、デパート等の施設、食品冷凍機や電子計算機の冷却水の供給施設等において、災害時や配水施設の事故等により水道の断減水時にも、給水の確保が必要な場合。
- (4) シアンや六価クロム等の有毒薬品を使用する工場、クリーニング店、写真現像所、めっき工場等、水を汚染するおそれのある有毒物等を取り扱うなど、逆流によって配水管の水を汚染するおそれがある場合。
- (5) その他、特別の事情により上下水道事業管理者が、受水槽の設置が必要と認める場合。

2 一つの建物内で直結式と受水槽式の併用方式は認めない。ただし、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合はこの限りでない。

- (1) 店舗部分と住宅部分が階層で明確に区分可能。
- (2) 直結式系統と受水槽式系統の配管が明確に区分可能。
- (3) 上下水道事業管理者が認める場合。

### (構造及び材質)

第3条 受水槽の構造及び材質は、次の各号に掲げる条件に適合しなければな

らない。

(1) 保守点検が容易にできるものであること。

(2) 十分な強度を有し、耐水性に富むものであること。

(3) 水槽内の水が汚染されないものであること。

2 点検、清掃、補修時に断水しないよう1槽を2分割できる構造とする。

3 受水槽の上部に空気調和機等の機器を設置することは避ける。やむを得ず設置する場合は、受け皿を設置するなどの措置を講じる。

4 構造及び材質の基準は、公益社団法人日本水道協会が発行する水道施設設計指針、建築基準法施行令第129条の二、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準（建設省告示第1597号）、空気調和・衛生工学会が発行する空気調和衛生工学便覧等により、安全で衛生上支障のない構造及び材質とすること。

（容量算定）

第4条 受水槽の容量については、次の各号の設計条件と、別紙用途別単位給水量表を用いて算定する。

(1) 設計水圧は、0.20MPa とする。

(2) 給水管内流速は、2.0m/s 以下となるよう設計する。

(3) 給水管口径20～40mmの場合は、流量調整機能を備えた直結止水栓を設置する。

(4) 給水管口径50mm以上の場合は、定流量弁を設置する。

(5) φ50mm以上のメーターを設置する場合は、メーター二次側に流量調整器を設置する。

(6) 受水槽の有効容量は、1日当り給水量の4/10～6/10 とする。

（給水負荷の計算）

第5条 1日当りの給水量を $Q_d$  (ℓ/d) とすると、各給水負荷の計算は次の各号のとおりとする。

(1) 時間平均予想給水量 ( $Q_h$ )

$$Q_h = Q_d / T \quad (T : \text{使用時間})$$

(2) 時間最大予想給水量 ( $Q_m$ )

$$Q_m = Q_h \times k_1 \quad (k_1 : 1.5 \sim 2.0)$$

(3) 瞬時最大予想給水量 ( $Q_p$ )

$$Q_p = Q_h \times k^2 / 60 \quad (k^2 : 3 \sim 4)$$

(吐水口空間)

第6条 受水槽の吐水口と越流面との間は、逆流防止のために必要な吐水口空間を確保しなければならない。吐水口空間の基準は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令による。

(流入管)

第7条 受水槽の流入管は、次の各号に掲げる条件に適合しなければならない。

- (1) 定水位弁を設置する。
- (2) ボールタップで給水する場合は、必要に応じてエアチャンバー等の緩衝器具を設置する。
- (3) ボールタップ及び流入管は、受水槽上部のマンホールに接近した位置に設置する。
- (4) 受水槽内の水面が波立つ場合は、波浪防止壁等を設置する。

(オーバーフロー管)

第8条 オーバーフロー管は、次の各号に掲げる条件に適合しなければならない。

- (1) 口径は流入量を十分に排水できる大きさで、管端は間接排水とし、排水口空間を保つ。
- (2) オーバーフロー管の吐口と排水管は切り離れた構造とし、直接排水桝に接続しない。
- (3) 吐口には、ゴミや虫等が入らないように防虫網を設置する。

2 有効容量が  $2 \text{ m}^3$  未満の受水槽では、オーバーフロー管で通気を行うため、通気装置は不要とする。

(点検孔)

第9条 点検孔は、次の各号に掲げる条件に適合しなければならない。

- (1) 受水槽内部の保守点検を容易に、かつ安全に行うことができる位置に内径  $600\text{mm}$  以上のマンホールを設置する。
- (2) 埃その他の衛生上有害な物質が混入しないように、有効に立ち上げた位置にマンホールの蓋を設置する。

(3) 蓋の構造は密閉式、二重蓋等の構造とし、施錠できるようにする。

(警報装置)

第10条 警報装置は、次の各号に掲げる条件に適合しなければならない。

(1) 警報装置は、故障の早期発見や越流防止のため、管理室等に表示できるようにする。

(2) 揚水ポンプ保安のため、空転防止装置を設置し、異常時には揚水ポンプの電源を遮断できるようにする。

(3) 断水警報装置及び減水警報装置は、受水槽及び高置水槽各々に設置する。

(分岐口径)

第11条 受水槽に引込む給水管の口径は、次の基準による。

(1) 分岐口径 20 mm～40 mmは、配水管口径 75 mm以上。

(2) 分岐口径 50 mmは、配水管口径 100 mm以上。

(3) 分岐口径 75 mmは、配水管口径 150 mm以上。

2 75 mm以上の給水管を分岐する場合は、別途協議により配水管口径を定める。

申請建物全面道路に、分岐に必要な配水管がない場合には、申請者の費用にて配水管を埋設し、工事完了後に池田市上下水道部へその配水管を譲渡する。

(非常用水栓)

第12条 地震、暴風等の災害時にも水道水を供給できるように、受水槽流入前の直圧部分に非常用水栓を設置する。非常用水栓の口径、数、構造等については、池田市上下水道部と協議のうえ決定する。

(バイパス管の禁止)

第13条 受水槽前後をバイパス管で接続することは、水道法施行令第6条第6項に規定するクロスコネクションに該当するため行ってはならない。

(事前協議)

第14条 受水槽を設置しようとする者は、別紙様式により建築確認申請及び給水装置工事申込を行う前に事前協議を行い、池田市上下水道部の承認を得なければならない。

(附則)

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

(附則)

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

(附則)

この基準は、令和6年4月1日から施行する。